

大分県電気自動車等充電設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、2050年カーボンニュートラル実現に向け、運輸部門の二酸化炭素の削減を図るとともに、環境に配慮する事業者の企業価値の向上を後押しするため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）へ電気を供給する設備（以下「充電設備」という。）の導入に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）」とは、おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱第6条の規定により、知事の認証を受けた事業者をいう。
- (2) 「国補助金」とは、経済産業省がクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付要綱の規定に基づき実施する補助金をいう。
- (3) 「電気自動車」とは、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (5) 「普通充電設備」とは、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの出力が10kW以下のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (6) 「充電用コンセント」とは、電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- (7) 「充電用コンセントスタンド」とは、充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）であること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 同一年度内にこの要綱の規定に基づく補助金その他本県から同様の趣旨の補助金等（大分県商用軽電気自動車導入支援事業費補助金を除く。）の交付を受けていないこと。
- (4) 充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。（借地の場合は、土地の使用許諾及び充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能なこと。）
- (5) 暴力団員（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の県内に所在する事業所において、電気自動車等充電設備を導入する事業とする。

(補助対象充電設備の要件)

第5条 この補助金の交付の対象となる補助対象充電設備は、別表1に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第6条 この補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率等は、別表1に掲げるものとする。

2 補助金の交付は一事業者につき、1年度1回までとする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項による申請は、補補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 収支予算書(第3号様式)

(3) 誓約書(第4号様式)

(4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書もしくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第8条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 規則第6条に規定する通知を受けた後において、おおいたグリーン事業者(脱炭素部門)の認証期間が満了する時に少なくとも1回更新すること。

(2) 交付申請に係る充電設備は、新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。

(3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(7) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、国補助金の執行団体が定めるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程(以下「国補助金交付規程」という。)第17条第2項に定める期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(8) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。

(9) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき、又は設

置する事業所が県内でなくなるときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、国補助金交付規程第17条第2項に定める期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (10) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (11) 前条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (12) 前条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (13) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第9号様式)
- (2) 収支精算書(第10号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の額の確定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第12号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業終了後の状況報告)

第 15 条 知事は、必要と認めるときは、補助金の交付決定を受けた交付金事業者に対して、補助事業終了後の状況について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度の当初予算に係る大分県電気自動車等充電設備導入支援事業費補助金から適用する。

別表 1 (第 5 条、第 6 条関係)

補助対象設備	普通充電設備
補助要件	1 国補助金の執行団体が定めるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則（充電設備）別表 1-1 に記載の普通充電設備であること 2 その他必要に応じて知事が定めること
補助対象経費	充電設備の購入費
補助率等	1 補助対象経費の 4 分の 1 以内 2 1 台当たりの上限を 7 万 5 千円とする 3 千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする
補助上限台数	1 事業者につき 2 台